

新居浜市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）及び国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき、新居浜市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の管理保全に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、測量法、国土調査法、新居浜市公共測量作業規程（平成14年6月6日付け国地発第313号で承認）及び新居浜市地籍調査作業規程（平成15年4月1日付け訓令第12号）に基づき新居浜市が設置した測量標及び測量成果並びに都市再生街区基本調査作業規程（平成16年7月1日付け国土国第111号国土交通省土地・水資源局長通知）第2条第2号に規定する街区基準点測量等により国土交通省が取得した測量成果を新居浜市に移管されたもので、次に掲げるものをいう。

- (1) 新居浜市都市基準点
- (2) 街区基準点
- (3) 地籍図根点

(管理の主体)

第3条 前条に定める公共基準点のうち、(1) 新居浜市都市基準点及び(2) 街区基準点の管理保全の主管課は都市計画担当課とし、(3) 地籍図根点の管理保全の主管課は地籍調査担当課とする。

(公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（第1号様式）により市長へ申請し、公共基準点使用承認書（第2号様式）による承認を受けるものとする。

- 2 前項の規定による承認を受けた者は、使用後には公共基準点使用報告書（第3号様式）により使用結果を報告するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、土地家屋調査士会が、公共基準点使用に係る包括承認申請書（第4号様式）により市長へ申請し、公共基準点使用包括承認書（第5号様式）による承認を受けた場合は、使用後には公共基準点使用報告書（第6号様式）により、土地家屋調査士ごと、又は土地家屋調査士会から月単位で使用結果を報告するものとする。
- 4 公共基準点を使用する者又は土地家屋調査士は、公共基準点使用承認書又は公共基準点使用包括承認書の写しを常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

(工事施工の届出)

第5条 公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（第7号様式）を市長に提出し、公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条第1項の規定による公共基準点の一時撤去・

移転の承認を申請する場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

- 2 前項の規定は、永久標識で設置された公共基準点に限り適用し、一時標識で設置された公共基準点には適用しない。
- 3 第1項の効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、道路の掘削工事等であって、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
 - (2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
 - (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと認められる工事等
- 4 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 引照点図及び市長の指示する測量資料
 - (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）
- 5 公共基準点付近での工事がしゅん工した工事施工者は、速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（第8号様式）を市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 6 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）
 - (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前及びしゅん工後が対比できる引照点図及び市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）
- 7 市長は、工事施工者が公共基準点付近での工事により、公共基準点（永久標識で設置されたものに限る。）の効用に支障をきたした場合は、当該工事施工者に対し、公共基準点復旧指示書（第9号様式）により公共基準点を原状に復するよう指示することができる。

（一時撤去及び移転）

第6条 工事施工者（公共基準点の設置されている土地及び建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）を除く。）が、公共基準点を一時撤去（従前の点と同じ座標に再現するための準備がなされた状態で撤去し、復旧することをいう。以下同じ。）又は移転する必要がある場合には、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（第10号様式）により市長に申請し、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（第11号様式）による承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図及び平面図（掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）
 - (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）
- 3 土地所有者等は、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、公

公共基準点（一時撤去・移転）請求書（第12号様式）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第7条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原因者である工事施工者が行わなければならない。この場合には、原則として既設の測量標を再使用し、既設と同様の構造により、当該公共基準点を再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、既設の測量標の使用及び同一構造による設置が不可能な場合は、別図を基準として市長と協議のうえ変更することができる。

3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合は、前2項の規定を適用する。

4 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続は、測量法第36条、第37条第3項及び第40条並びに関係法令の規定に基づき、新居浜市が行うものとする。

5 工事施工者による設置工事が困難な場合など特段の事情があるときは、新居浜市が設置工事を行うことができる。

（設置工事）

第8条 工事施工者は、設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

2 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

3 設置工事がしゅん工した工事施工者は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（第13号様式）を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。

4 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第9条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊しの費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、次に掲げる場合は、市がその全部又は一部を負担することができる。

（1）第6条第3項の規定により、土地所有者等から請求があった場合

（2）その他原因者に負担をさせることが適当でないと市長が認めた場合

（適用除外）

第10条 市が所管する工事等は、第4条から前条までの規定は、適用しないものとする。ただし、当該工事を所管する部署は、必要が生じたときは、第3条に定める管理保全の主管課長と協議するものとする。

（公共基準点の廃止）

第11条 公共基準点の復旧が困難な場合、公共基準点の移転により新たな公共基準点が設置された場合等は、当該公共基準点を廃止するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、公共基準点の管理保全について必要な事

項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別図（第7条関係）

標識の規格及び設置方法

（1）標識の規格

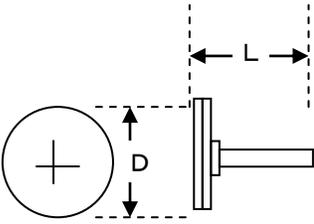
下表のとおり。

（2）標準的な設置方法

（街区三角点、街区多角点、地籍図根三角点、地籍図根多角点及び地籍細部図根点のうち地籍図根多角点に準じた標識を使用したもの）

金属標は、コンクリート柱の頭部に埋め込みにより標示するものとする。

コンクリート柱は、金属標の埋め込みが可能な径を有した円筒形とし、その長さは40cmとする。

区 分	街区三角点 地籍図根三角点	街区多角点 地籍図根多角点 地籍細部図根点	凡 例
金属標の寸法 及び形状D×L	φ 75×90mm以上	φ 50×70mm以上	
材 質	真鍮又はこれと同等以上の合金（JIS 規格のものを標準とする。）		
中心標示の方法	直径3mm以下		

※地籍細部図根点にあつては、地籍図根多角点に準じた標識を使用したものを対象とする。

第1号様式（第4条関係）

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住所
氏名

新居浜市公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、公共基準点の使用について、次のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
測量地域		
使用する公共基準点		
測量方法		
測量計画機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
測量作業機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
備考		

第2号様式（第4条関係）

公共基準点使用承認書

第 年 月 日
号

様

新居浜市長



新居浜市公共基準点の使用について、次のとおり承認します。

使用目的		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
測量地域		
使用する 公共基準点		
測量方法		
測量 作業 機 関	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	
承認条件		
担当連絡先		

第3号様式（第4条関係）

公共基準点使用報告書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

報告者 住 所
名 称
担当者

新居浜市公共基準点の使用結果を次のとおり報告します。

使用目的		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
測量地域		
使用した 公共基準点		
使用承認番号		
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	
使 用 結 果 (精 度)		
特 記 事 項		

第4号様式（第4条関係）

公共基準点使用に係る包括承認申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住所
氏名

新居浜市公共基準点管理保全要綱第4条第3項の規定により、新居浜市公共基準点の使用について、次のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
測量地域		
使用する公共基準点		
測量方法		
申請者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
測量作業担当者	氏名	
備考		

第5号様式（第4条関係）

公共基準点使用包括承認書

第 年 月 日 号

様

新居浜市長



新居浜市公共基準点の使用について、次のとおり承認します。

使用目的		
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
測量地域		
使用する 公共基準点		
測量方法		
測量 作業 担当 者	氏 名	
承認条件		
担当連絡先		

第6号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）新居浜市長

報告者 住所
氏名

公共基準点使用報告書

新居浜市公共基準点の使用について、別紙のとおり報告します。

第7号様式（第5条関係）

公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

届出者 住 所
氏 名

新居浜市公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、次のとおり届出します。

工事件名		
工事場所		
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
工事概要		
公共基準点番号		
工事発注者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	
添 付 図 面		

公共基準点付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、
次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
公共基準点番号		
公共基準点 の状況		
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	
添 付 図 面		

第9号様式（第5条関係）

公共基準点復旧指示書

第 年 月 日
号

様

新居浜市長



年 月 日にしゅん工の報告があった公共基準点付近での工事について、
次のとおり公共基準点の復旧を指示します。

指示事項

復旧内容	
復旧場所	
復旧する 公共基準点	
復旧完了期限	
復旧条件	
担当連絡先	

第10号様式（第6条関係）

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住所
氏名

新居浜市公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、工事等により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、次のとおり申請します。

一時撤去・移転理由		
工事件名		
工事場所		
一時撤去・移転する 公共基準点		
移転する場合の 移転候補地		
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
一時撤去・移転期間		
工事請負者	名称	
	担当者	
	所在地	
添付図面		
備考		

第 1 1 号様式 (第 6 条関係)

公共基準点 (一時撤去・移転) 承認書

第 年 月 日
号

様

新居浜市長



年 月 日に申請のありました公共基準点の (一時撤去・移転) について、次のとおり承認します。

承認事項

移転先

一時撤去・移転する
公共基準点

完了期限

承認条件

担当連絡先

第 1 2 号様式 (第 6 条関係)

公共基準点 (一時撤去・移転) 請求書

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

請求者 住所
氏名

新居浜市公共基準点管理保全要綱第 6 条第 3 項の規定により、公共基準点の (一時撤去・移転) について、次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	
一時撤去・移転する 公共基準点	
請求期限	
備 考	

第13号様式（第8条関係）

公共基準点設置工事しゅん工報告書

年 月 日

（あて先）新居浜市長

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日付け第 号で（一時撤去・移転）の承認・復旧指示を受けた公共基準点の設置工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		
設置工事しゅん工日		
設置公共基準点番号		
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	
添 付 図 面		